

いわき市産木材等の利用の促進に関する方針

令和 5 年 3 月 31 日 策定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条第1項に基づき定められた「ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日策定、令和4年4月18日改正。以下「県推進方針」という。）」に即して、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例第10条第1項及び法第12条第1項に基づき、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市及び市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の目標、市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

1 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、市以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準ずる建築物をいう。
- (3) 「市産木材等」とは、市内で生産された原木及び市産木材を原材料として市内で製材された物及び当該物又は市産木材を原材料として市内で製造された物をいう。
- (4) 「地域材」とは、市内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。なお、木材の生産地は問わない。
- (5) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の室外に面する部分に木材を利用することをいう。

2 方針の趣旨

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林から生み出される木材は、加工時のエネルギー消費が比較的少なく、利用中は二酸化炭素を長期に貯蔵し、利用後も化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギーとして再利用できる持続可能な資源であり、2050年カーボンニュートラル^{※1}の実現や持続可能で多様性と包摂性^{※2}のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs^{※3}の達成に貢献する資材である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

本市の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの木材需要拡大に向けた取組等への支援のほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向けてふくしま森林再生事業等で森林整備を進め、切れ目のない復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、人に優しく再生可能な資源である木材の利用をより一層推進する必要がある。

こうした中、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日付けで「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められ、建築物全般で木材の利用の促進を図ることとされた。

また、近年は、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における市産木材等を始めとする木材の利用を推進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化を図るとともに、震災からの復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例第10第1項及び法第12条第1項の規定に基づき本方針を定める。

【注釈】

※1：「2050年カーボンニュートラル」とは、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロにすることをいう。国は令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を、福島県は令和3（2021）年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を、市は令和4（2022）年11月に「いわき市カーボンニュートラル」をそれぞれ宣言した。

※2：「包摂性」とは、誰一人取り残さないという考え方のことをいう。

※3：「SDGs（Sustainable Development Goals の略称）」とは、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標のことをいう。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされている。

3 市が整備する公共建築物における市産木材等利用の推進

(1) 整備方針、基本構想又は基本計画における木造化・木質化の検討

市が整備する公共建築物は、施設毎に定める整備方針、基本構想又は基本計画（以下「基本構想等」とする。）に基づき建築するが、その策定前の各段階において施設の規模や用途、技術面や(4)に示す留意事項を考慮し、木造化による整備を関係者で検討する。検討に際しては、用途に応じて木造と他構造のハイブリッド構造も視野に入れながら、原則として木造化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館・美術館等内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については、木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

木質化についても同様の検討を行い、原則として木質化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

これらの検討と併せて、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置について、既に導入されている施設の運用状況や維持管理上の問題点などを確認し、新たな設備機器の整備後に施設の運用上の支障がないことを十分に検討したうえで、可能な範囲内で整備が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

(2) 市産木材等による木造化・木質化の実施

(1)により取りまとめた基本構想等において木造化・木質化すべきとした施設の整備については、原則として市産木材等を利用するものとし、基本設計・実施設計の段階においても(4)に示す留意事項を考慮するものとする。

また、設計・施工時において円滑な市産木材等の利用が図られるよう、建築物の設計・施工を行う関係者へ、市産木材等で供給可能な建築部材などの情報を提供するとともに、林業・木材産業の関係者へ、市産木材等の利用量や規格などの情報を提供するものとする。

なお、やむを得ない理由により市産木材等の利用が困難な場合には、地域材を優先的に利用するものとする。

(3) 木質バイオマスエネルギーとしての市産木材等の利用

(1)により取りまとめた基本構想等において木質バイオマスボイラー等を設置すべきとした施設の当該機器に係る燃料については、原則として市産木材等に由来する燃料を利用するものとする。

なお、やむを得ない理由により当該燃料が使用できない場合には、地域材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

(4) 木造化、木質化を図るための留意事項

公共建築物の整備において市産木材等を利用して木造化する場合、一般に流通している市産木材等を利用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体のコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、市産木材等を始めとする木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、市産木材等を利用した木造化を図るものとする。

なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

4 市以外が整備する建築物における市産木材等利用の促進

市は、法第6条第1項に基づき、建築物を整備する市以外の者に対し本方針を周知するとともに、市産木材等を利用しやすい体制を整備し、住宅、非住宅の建築物及び中高層建築物を含めた建築物全体について市産木材等の利用の促進に努めるものとする。

5 関係団体との連携及び市産木材等の安定供給体制の整備等

(1) 関係団体間の連携体制強化と安定供給体制の整備

市は、建築物における市産木材等の利用を推進するため、素材生産者、木材市場、製材工場、製品加工工場等を対象としたサプライチェーンの構築を支援するとともに、市産木材等の需給動向、価格動向、市産木材等の流通等の問題点とその対応策について、市内の林業・木材産業・建築業等の関係者を委員とするいわき市林業振興協議会（以下「協議会」という。）で協議し、安定供給安定供給の確保及び連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 木造建築物の設計及び施工に係る技術の普及推進

市は、建築物における市産木材等の利用を推進するため、中高層木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技術を有する人材の育成支援や情報提供、建

築用木材及び木造建築物の新たな技術等に関する情報提供に努めるものとする。

(3) 木材製造高度化計画の認定

市は、県より法第17条第5項に基づく意見の聴取があった場合には、協議会の意見を聴き、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意するものとする。

(4) 品質、性能が明確な市産木材等の供給体制の推進と強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術開発及び普及推進

市は、品質や性能が明確な市産木材等の供給体制の整備に向け、乾燥材やJAS製材品、森林認証材の普及推進に努めるとともに、市産木材等を供給する事業者のJAS製材品や森林認証材の認証取得の促進に努めるものとする。

また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物は長尺、大断面、木質耐火部材等が用いられることが多いため、強度、耐火性等に優れた建築木材の製造や構法などに係る技術開発の支援を行うとともに普及に努めるものとする。

6 建築物木材利用促進協定の推進

市は、市以外の者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又は「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための市による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）の締結を推進するものとする。

なお、市は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を市のホームページで公表するものとする。

7 建築物以外の市産木材等利用の推進

(1) 市が購入する備品等における木製品の利用

市が公共建築物に導入する備品、消耗品は、いわき市環境物品等調達方針の基準を満たす市産木材等を利用した木製品の導入に努めるものとする。

(2) 市以外が購入する備品等における木製品の利用

市は、法第6条第1項に基づき、市以外の者に対し本方針を周知するとともに、市産木材等を利用しやすい体制を整備し、備品、消耗品について市産木材等の利用の促進に努めるものとする。

(3) 公共土木事業等における市産木材等利用

市が実施する公共土木事業において木材を利用する場合は、建設業者に対して市産木材等を利用した技術や製品情報の提供を行い、市産木材等を優先的に利用するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用推進

市は、市以外の者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギーを利用した設備の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

8 市産木材等の利用促進に関する目標

公共建築物を木造化により整備する場合は、全使用材積の60%以上の割合、木質化により整備する場合は、全使用材積又は木質化全施工面積の60%以上の割合で市産木材等を利用することに努めるものとする。

9 新たな視点による市産木材等利用の推進

市は、市産木材等利用の更なる推進を図るため、広い視点から木材の新たな活用方法やその可能性について情報収集を行い、必要に応じて民間事業者等が行う研究開発の支援等に努めるものとする。

10 市民への普及啓発

市は、木とのふれあいを通じ、市民による取組に対する支援及び市産木材等の利用に関する意識醸成を図るため、児童、生徒などが木材製品に接する機会や木材による物づくりを学習、体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。

また、市が開催するイベントや市産木材を利用した建築物等に関する情報発信などを通じて、市民の森林や林業、木材産業に対する理解の向上と市産木材等の利用に関する意識醸成に努めるものとする。